

共同募金会への寄付金の税制優遇

寄付金の種類		A 赤い羽根共同募金  おかげさまで70周年	B 共同募金以外の寄付金	C 社会福祉法人（特定公益増進法人） として受け入れる寄付金
寄付の時期		共同募金運動期間	左記期間外（左記期間内であっても受配者指定のある寄付金も含む）	随時
寄付金の使途		社会福祉法第2条に規定されている社会福祉事業及び更生保護事業法第2条に規定されている更生保護事業		社会福祉を目的とする事業
法人税	優遇措置の内容	全額損金算入（※1）		寄付金の特別損金算入（※2）
	根拠法令等	法人税法第37条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号	法人税法第37条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号の2	法人税法第37条
所得税	優遇措置の内容	所得控除（※3） 税額控除（※4） （注）所得控除か税額控除のいずれかを選ぶことができます。詳しくは、各都道府県共同募金会までお問い合わせください。		
	根拠法令等	所得税法第78条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号	所得税法第78条及び昭和40年大蔵省告示第154号第4号の2	所得税法第78条
個人住民税	優遇措置の内容	税額控除（※5） 寄付金額から2千円を控除した金額の10%の税額控除		
	根拠法令等	地方税法第37条の2、第314条の7及び地方税法施行令第7条の17、第48条の9	地方税法第37条の2、第314条の7及び地方税法施行令第7条の17、第48条の9並びに平成2年自治省告示第66号	

※根拠法令等は平成29年4月1日現在

【法人税】

※1 全額損金算入

一般の寄付金については、法人の資本金と所得金額によって計算される損金算入限度額があり、その限度額の範囲内でしか損金算入できません。しかし、共同募金会に対する寄付金（A または B）は、財務省が「指定寄附金」の対象としていますので、損金算入限度額がなく、その寄付金の全額が損金算入されます（税務署に申告する際、共同募金会の領収書が必要になります）。

※2 寄付金の特別損金算入

法人が、社会福祉法人（特定公益増進法人）へ寄付金を支出した場合（C）は、次の金額を限度として所得の計算上、損金に算入されます。損金に算入されなかった金額は一般の寄付金の額に含めます。

$$\text{特別損金算入限度額} = (\text{資本金} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1 / 2$$

例えば、資本金 2,000 万円、当該事業年度の所得が 1,000 万円の会社における特別損金算入限度額は、(75,000 円 + 625,000 円) × 1 / 2 = 350,000 円となります。これと比較すると、共同募金会に対する「指定寄附金」が全額損金算入できるということは、法人税法上格段の優遇措置がとられているといえます。

【所得税】

※3 所得控除

「所得控除」とは、寄付者のその年分（1月～12月）の課税対象となる所得から、所定の金額が控除されることをいいます。

$$\text{納付する税額} = (\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率}$$

$$\text{所得控除額} = \text{寄付金額} (\text{年間所得の 40\% を限度とする額}) - 2,000 \text{ 円}$$

※4 税額控除

「税額控除」とは、納付すべき所得税額から、所定の金額が控除されることをいいます。ただし、税額控除額は、その年分の所得税額の 25% が限度となります。

$$\text{税額控除額} = (\text{税額控除対象寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\%$$

【個人住民税】

※5 個人住民税の税額控除

「税額控除」とは、納付すべき個人住民税の額から該当する金額が控除されることをいいます。なお、地方税である個人住民税は、国税である所得税の場合とは異なり、寄付先の共同募金会が所在する都道府県内に住所があることが必要となります。

$$\text{税額控除額} = \{\text{寄付金額} (\text{年間所得の 30\% を限度とする額}) - 2,000 \text{ 円}\} \times 10\%$$

例えば、1 万円の寄付を行う場合、寄付額から 2,000 円を差し引いた 8,000 円に 10% を乗じた 800 円が、個人住民税額から控除されます。

【※3 所得控除と※4 税額控除の違い】

○所得税率 20%の方が年間 1 万円のご寄付を行う場合

●所得控除

$$(10,000 - 2,000) \text{ 円} = 8,000 \text{ 円} \Rightarrow \text{所得控除額}$$

$$8,000 \text{ 円} \times 20\% = 1,600 \text{ 円} \Rightarrow \text{還付額}$$

（お手元に戻る額）

◆所得税 1,600 円が還付*されます

●税額控除

$$(10,000 - 2,000) \text{ 円} \times 40\% = 3,200 \text{ 円} \Rightarrow \text{税額控除額}$$

（お手元に戻る額）

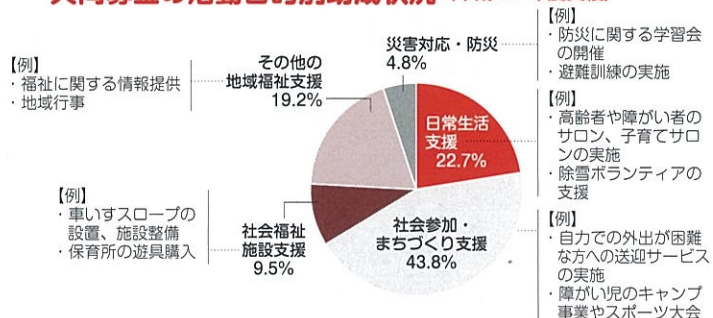
◆所得税 3,200 円が還付*されます

*確定申告による。上限あり

赤い羽根共同募金の使いみち

共同募金は、都道府県ごとに行われています。災害の時などの例外を除き、集まった募金はその県内で使いみちが決められます。「じぶんの町を良くするしくみ。」あなたのご寄付はあなたの地域で役立てられます。

共同募金の活動目的別助成状況（平成27年度実績）



寄付金が、あなたの地域でどのように役立てられているか、具体的な内容をホームページで公開しています。



赤い羽根

検索

<http://www.akaihane.or.jp/>

相続財産の寄付、遺贈

- 個人の方（被相続人）が生前に共同募金会に寄付することとしていた遺産については、相続税がかかりません。
- 相続された方（相続人）が相続税の申告期限までに共同募金会に寄付した遺産については、相続税がかかりません。
- 共同募金会では、ご寄託を受けた寄付金で、国内の福祉団体の活動を支援しています。
- 中央共同募金会では、遺贈・相続財産の寄付についてのご相談を常時受け付けております。お気軽にご相談ください。
- 遺贈・遺産の寄付について、詳しくはパンフレット「はなみずき ～愛を次世代へ～」(発行:中央共同募金会)をご覧ください。(中央共同募金会ホームページにも掲載しています)

都道府県共同募金会 連絡先一覧

都道府県名	電話番号	寄付金受入郵便振替口座	都道府県名	電話番号	寄付金受入郵便振替口座
北海道	011-231-8000	02770-0-14	滋賀	077-522-4304	01070-4-299
青森	017-722-2169	02310-3-4753	京都	075-256-9500	01050-1-297
岩手	019-637-8889	02380-6-2020	大阪	06-6762-8717	00990-8-220
宮城	022-292-5001	02260-1-16390	兵庫	078-242-4624	01180-8-1166
秋田	018-864-2821	02540-9-3184	奈良	0744-29-0173	00980-6-300
山形	023-622-5482	02480-9-590	和歌山	073-435-5231	00970-9-430
福島	024-522-0822	02160-0-13379	鳥取	0857-59-6350	01480-0-250
茨城	029-241-1037	00310-1-49600	島根	0852-32-5977	01490-2-251
栃木	028-622-6694	00180-4-568911	岡山	086-223-0065	01250-2-600
群馬	027-255-6596	00190-5-67722	広島	082-254-3282	01320-9-37
埼玉	048-822-4045	00150-0-251306	山口	083-922-2803	01560-1-2
千葉	043-245-1721	00100-4-22297	徳島	088-652-0200	01640-7-537
東京	03-5292-3181	00130-8-80582	香川	087-823-2110	01650-8-538
神奈川	045-312-6339	00230-7-12217	愛媛	089-921-4535	01630-5-536
新潟	025-281-5532	00630-5-14477	高知	088-844-3525	01660-0-539
富山	076-431-9800	00790-8-370	福岡	092-584-3388	01780-6-4404
石川	076-208-5757	00780-6-320	佐賀	0952-23-4996	01770-5-12266
福井	0776-22-1657	00750-4-350	長崎	095-846-8682	01870-8-22522
山梨	055-254-8685	00400-6-386	熊本	096-354-3993	01930-2-2300
長野	026-234-6813	00580-0-31000	大分	097-552-2371	01920-6-408
岐阜	058-273-1111	00800-5-6080	宮崎	0985-22-3878	01980-7-160
静岡	054-254-5212	00800-6-5560	鹿児島	099-257-3750	02010-8-8900
愛知	052-212-5528	00870-9-20200	沖縄	098-882-4353	02070-6-27
三重	059-226-2605	00880-8-4860	中央	03-3581-3846	00160-4-6170

感謝状贈呈

共同募金会への寄付に対しては、感謝状の贈呈があります。

個人からの寄付

- 20 万円以上 中央共同募金会会長感謝状
- 50 万円以上 中央共同募金会会長感謝状
- 100 万円以上 500 万円未満 厚生労働大臣感謝状

法人・団体からの寄付

- 60 万円以上 中央共同募金会会長感謝状
- 100 万円以上 中央共同募金会会長感謝状
- 300 万円以上 1,000 万円未満 厚生労働大臣感謝状

(注) 個人が 500 万円以上、企業が 1,000 万円以上の寄付をした場合、褒章制度の対象となる場合があります。また、都道府県共同募金会ごとの基準に基づき、寄付額によって感謝状の贈呈をしているところもあります。

社会福祉法人 中央共同募金会 電話 03-3581-3846
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 5F メール info@c.akaihane.or.jp

共同募金会では、個人情報に適切に管理し、許可なく第三者に提供いたしません。

製作 社会福祉法人中央共同募金会 2017
このパンフレットは再生紙を利用しています。

共同募金への寄付と税制優遇

共同募金会は、社会福祉法人として税制上、国と地方公共団体と同じように、寄付に対する『優遇措置の対象団体』になっています。税制上の優遇措置が講じられているのは、共同募金会が行う事業が社会福祉法によって位置づけられた運動であり、共同募金による助成が社会福祉の増進に貢献していると、社会的評価を得ているためです。

- 個人のご寄付…所得税については所得控除または税額控除の、住民税については税額控除の対象となります。
- 法人のご寄付…法人税については全額損金算入となります。



おかげさまで 70 周年

赤い羽根共同募金